

大仙市入札参加資格審査申請書の変更等の取扱い

(趣旨)

第1条 大仙市の入札参加有資格者名簿の登載業者(以下、「名簿登載業者」という。)に関して、入札参加資格の有効期間中にその申請内容に変更等が生じた場合に係る届出に関する取り扱いについて必要な事項を定める。

(変更の届出)

第2条 名簿登載業者は、大仙市入札契約資格等審査実施要綱(平成21年4月1日。以下「審査要綱」という。)第8条の規定に基づく申請内容の変更又は、第10条第1項各号で規定する事項に変更が生じた場合及び第11条第1項第1号及び第2号に係る届出をする場合には、その事項ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、変更事項に係る書類等(以下、「変更書類」という。)を添付して、速やかに入札参加資格審査申請の変更の届出をしなければならない。

(1) 全般

名簿登載業者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、変更届及び変更書類を提出しなければならない。

- ① 商号又は名称
- ② 代表者又は受任者の氏名
- ③ 住所又は所在地
- ④ 電話番号

(2) 建設業者

- ① 建設工事に係る名簿登載業者にあつては、別表1に掲げる事項について変更が生じたときは、変更書類を提出しなければならない。ただし、建設業法(昭和24年法律第100号)第11条及び第12条で規定する変更等の届出の場合にあつては、同法で規定する許可行政庁へ届出した様式及び添付書類の写しをもって変更書類に代えることができるものとする。
- ② 別表1に掲げる事項のほか、入札参加資格の有効期間中に建設業法第3条第3項の規定により建設業許可の更新の許可を受けたときは、速やかに当該建設業の許可証の写しを市長に提出しなければならない。

(3) 建設コンサルタント業者等

- ① 測量業務に係る名簿登載業者にあつては、別表1に掲げる事項について、変更が生じたときは、変更書類を提出しなければならない。ただし、測量法(昭和24年法律第188号)第55条の7又は第55条の9及び第55条の10で規定する変更等の届出の場合の添付書類にあつては、同法で規定する国土交通大臣への変更登録申請書及び変更登録が完了したことの通知書の写しをもって変更書類に代えることができるものとする。
- ② 土木関係建設コンサルタント業務に係る名簿登載業者にあつては、別表1に掲げる事項について、変更が生じたときは、変更書類を提出しなければならな

い。ただし、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第8条、第9条及び第10条で規定する変更等の届出の場合の添付書類にあっては、同法で規定する国土交通大臣への変更届出書及び変更が完了したことの通知書の写しをもって変更書類に代えることができるものとする。

- ③ 建築関係建設コンサルタント業務に係る名簿登載業者にあっては、別表1に掲げる事項について、変更が生じたときは、変更書類を提出しなければならない。ただし、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の5及び第23条の7で規定する変更等の届出の場合の添付書類にあっては、同法で規定する都道府県知事が交付する建築士事務所登録証明書の写しをもって変更書類に代えることができるものとする。
- ④ 補償コンサルタント業務に係る名簿登載業者にあっては、別表1に掲げる事項について、変更が生じたときは、変更書類を提出しなければならない。ただし、補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第8条、第9条及び第10条で規定する変更等の届出の場合の添付書類にあっては、同法で規定する国土交通大臣への変更届出書及び添付書類の写しをもって変更書類に代えることができるものとする。
- ⑤ 地質調査業務に係る名簿登載業者にあっては、別表1に掲げる事項について、変更が生じたときは、変更書類を提出しなければならない。ただし、地質調査業者登録規程(昭和52年法律第718号)第8条及び第9条で規定する変更等の届出の場合の添付書類にあっては、同法で規定する国土交通大臣への変更届出書及び添付書類の写しをもって変更書類に代えることができるものとする。
- ⑥ 環境調査業務に係る名簿登載業者にあっては、別表1に掲げる事項について、変更が生じたときは、変更書類を提出しなければならない。ただし、計量法(平成4年法律第151号)第114条で規定する変更等の届出の場合の添付書類にあっては、同法で規定する都道府県知事が交付する計量証明事業者登録証明書の写しをもって変更書類に代えることができるものとする。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

変更届の提出が必要な事項

ア 一般事項

変更事項	添付書類
入札・契約時に使用する印鑑	使用印鑑届兼委任状 印鑑証明書 ※(印鑑登録されている場合)
主たる営業所から入札・契約等の権限を委任されているもの(受任者)の氏名	① 登記事項証明書(受任者が登記されている場合) ② 暴力団排除に関する誓約書兼同意書

イ 建設業法第11条関係(変更等の届出)

変更事項		添付書類
専任技術者	変更・追加	① 専任技術者証明書[様式第8号(1)](建設業法で規定する様式番号、以下全ての建設業法で規定する変更事項の届出様式について同じ) ② 技術者の要件を証する書面 (1) 一般建設業の場合(次のいずれか) ア 卒業証明書と実務経験証明書[様式第9号] イ 実務経験証明書[様式第9号] ウ 資格を証する証明書の写し (2) 特定建設業の場合(次のいずれか) ア 1級国家資格を証する証明書の写し イ 上記(1)ア、イ、ウ(2級国家資格)のいずれか ③ 専任技術者の確認資料※ (1) 健康保険被保険者証、又は国民健康保険被保険者証の写し (2) 実務経験を証明するもの(※実務経験により選任技術者となる場合のみ) (3) 指導監督的実務経験を証明するもの(※要件となる場合のみ)
	削除	【交替に伴う削除の場合】 ① 専任技術者証明書[様式第8号(1)] 【営業所の廃止等に伴う削除の場合】 ① 届出書[様式第22号の3]
建設業法施行令第3条に規定する使用人		① 変更届出書[様式第22号の2(第一面)] ② 誓約書[様式第6号] ③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表[様式第11号] ④ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書[様式第13号] ⑤ 登記されていないことの証明書(法務局で発行)

	⑥ 身分証明書（市区町村で発行） ※建設業法施行令第3条に規定する使用人の確認資料
商号又は名称	① 変更届出書[様式第22号の2(第一面)] ② 登記事項証明書
営業所の名称・所在地	① 変更届出書[様式第22号の2(第一面)(第二面)] ② 登記事項証明書 ③ 営業所の確認資料（注）
営業所の新設	① 変更届出書[様式第22号の2(第一面)(第二面)] ② 建設業法施行令第3条に規定する使用人の必要書類 ③ 専任技術者(追加・変更)の必要書類 ④ 営業所の確認資料（注）
営業所の廃止	① 変更届出書[様式第22号の2(第一面)(第二面)] ② 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 [様式第11号] ③ 専任技術者(削除)届出書[様式第22号の3]
営業所の業種追加	① 変更届出書[様式第22号の2(第一面)(第二面)] ② 専任技術者(追加・変更)の必要書類
営業所の業種廃止	① 変更届出書[様式第22号の2(第一面)(第二面)] ② 専任技術者(追加・変更または削除)の必要書類
氏名(改姓・改名)	① 変更届出書[様式第22号の2(第一面)] ② 戸籍抄本または住民票抄本(個人の場合) ③ 登記事項証明書(法人の役員・支配人の場合)
主たる営業所の代表者 法人の場合	① 変更届出書[様式第22号の2(第一面)] ② 登記事項証明書 ③ 印鑑証明書 ④ 使用印鑑届兼委任状 ⑤ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書
	個人の場合 ① 変更届出書[様式第22号の2(第一面)] ② 身分証明書 ③ 印鑑証明書 ④ 使用印鑑届兼委任状 ⑤ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書

ウ 建設業法第12条関係(廃業等の届出)

届出事項	届出すべき者	提出書類
1 許可を受けた個人の事業主が死亡した場合。	相続人	<全部の業種の廃業の場合> ① 廃業届[様式第22号の4]
2 法人が合併により消滅した場合。	役員であった者	<一部の業種の廃業の場合>

3 法人が破産手続開始の決定により解散した場合。	破産管財人	① 廃業届[様式第22号の4] ② 専任技術者証明書[様式第8号(1)]で変更または届出書[様式第22号の3]で削除
4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合	清算人	
5 許可を受けた建設業を廃業したとき	法人の場合:役員 個人の場合:本人	
6 上記以外の変更事由等により名簿登載の取り消しを申し出るとき		なし(ただし、変更届に申出の理由を具体的に記載すること。)

エ 建設コンサルタント業務等

変更事項	添付書類
商号又は名称 営業所の名称・所在地(新設・廃止を含む)	① 登記事項証明書 ② 営業所の登録・届出状況の確認できるもの (1)測量業務 変更登録申請書及び変更登録完了通知書 (2)土木関係建設コンサルタント業務・補償コンサルタント業務・地質調査業務 変更届出書及び変更完了通知書 (3)建築関係建設コンサルタント業務 建築士事務所登録証明書 (4)環境調査業務 計量証明事業者登録証明書又は登録簿謄本 ③ 営業所の確認資料 (注)※新設または移転の場合のみ
営業所の登録部門の追加・廃止	土木関係建設コンサルタント業務・補償コンサルタント業務 ① 登録追加申請書及び登録の追加の通知書 (追加の場合) ② 登録の削除の通知書(一部廃止の場合)

オ 建設コンサルタント業務等の廃業の届出)

届出事項	届出すべき者	提出書類
1 許可を受けた個人の事業主が死亡した場合。	相続人	① 廃業届及び廃業の通知書
2 法人が合併により消滅した場合。	役員であった者	
3 法人が破産手続開始の決定により解散した場合。	破産管財人	
4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合	清算人	
5 登録を受けた業務を廃止したとき	法人の場合:役員 個人の場合:本人	

6 上記以外の変更事由等により名簿登載の取り消しを申し出るとき	なし(ただし、変更届に申出の理由を具体的に記載すること。)
---------------------------------	-------------------------------

(注) 営業所の確認資料について(市内・準市内認定業者のみ)

1. 営業所所在地付近の案内図
2. 営業所等の写真(デジカメ等で撮影し印刷したもので可とする)
 - (1) 営業所の外部(建物全景及び営業所等の看板、入口が写っているもの)
 - (2) 営業所の内部(主な執務室の状況が確認できるもの)
 - (3) 建設業の許可票(業法施行規則第25条第2項前段に規定する標識が確認できるもの)
 - (4) 営業所がビル内に所在する場合は、建物の入口、又はエレベーターホール等にある営業所の案内板が写っているもの
3. 建物の所有状況が確認できるもの
 - (1) 自社所有の場合は、当該建物の登記簿謄本(発行後3ヶ月以内のものとする)
 - (2) 賃貸している場合は、当該建物の賃貸借契約書の写し
 ※記載している賃貸借期間が、自動継続等で終了している場合には、直近3ヶ月分の賃借料の支払いを確認できる書面(領収書等)が必要です。